

新型コロナウイルス感染症対策に関する 川口市保健所の取組

令和6年5月8日

川口市保健所

目次

1. はじめに.....	3
2. 市内発生から5類移行までの変遷.....	5
3. 保健所組織体制.....	20
4. 業務体制.....	23
(1) 相談業務.....	23
(2) 検査体制.....	28
(3) 積極的疫学調査.....	34
(4) 健康観察	37
(5) 生活支援.....	42
(6) 移送.....	48
(7) 入院調整.....	51
(8) 受診調整	54

1 はじめに

1 はじめに

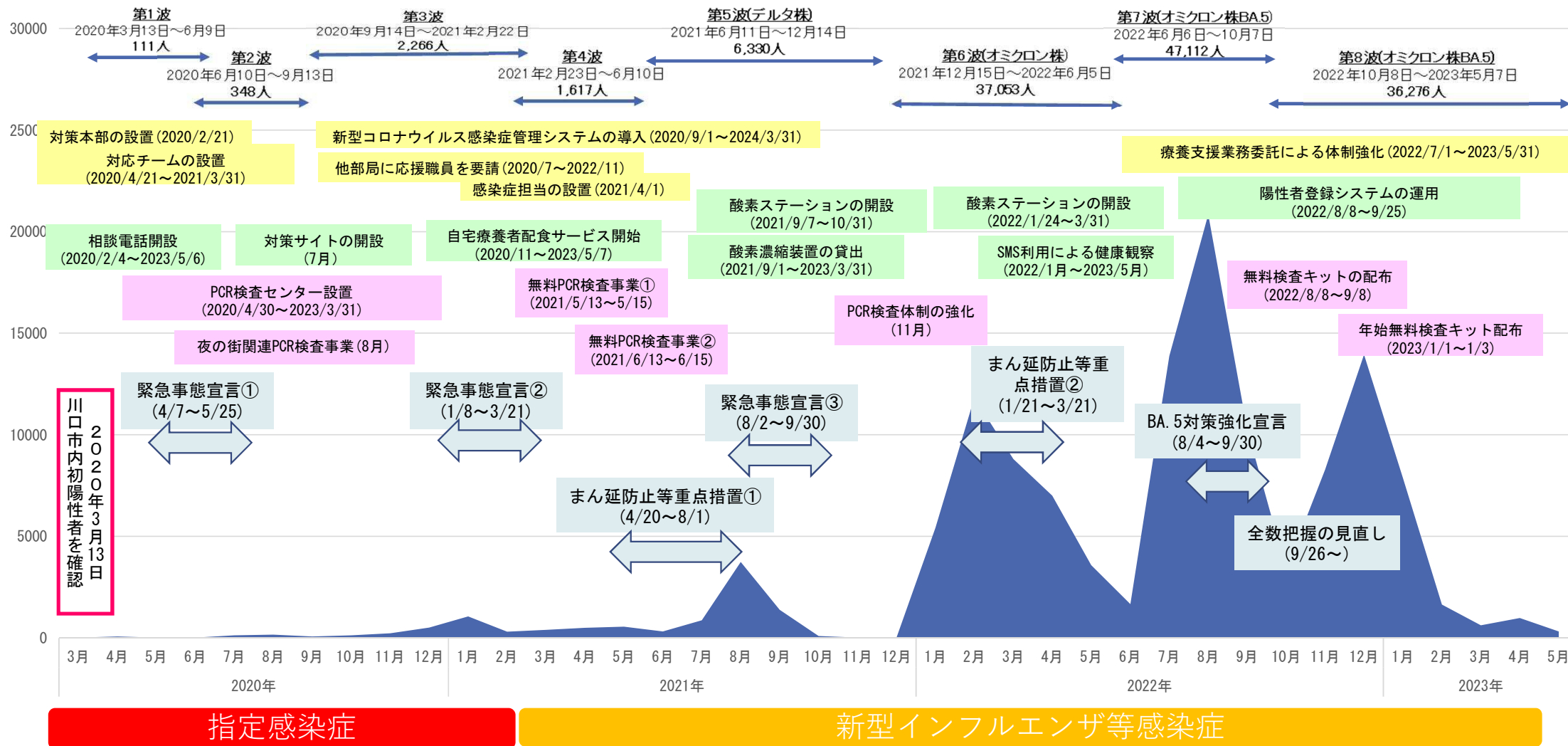
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、令和元年(2019)12月に中華人民共和国の武漢市から初めて報告された。その後、急速に世界中に拡散し令和2年(2020)1月16日には国内で1例目の陽性者が明らかになり、埼玉県においては令和2年(2020)2月1日に、本市では令和2年(2020)3月13日に新型コロナウイルス感染症の陽性者が初めて確認された。

令和5年(2023)5月8日にCOVID-19の感染症法の位置づけが、5類感染症に変更されるまでの約3年間にわたり、市民が検査を受けられるPCR検査センターの開設、酸素ステーションの開設や酸素濃縮装置の貸出など、市民の大切な命と健康を守るため、市独自の取組を進めるとともに、状況に応じた対策を講じながら感染拡大防止と医療の確保に努めてきた。

関係機関等のご協力をいただきながら、繰り返し起こった感染拡大に対する本市の対応を広く市民の皆様と共有し、今後、健康危機を引き起こす感染症が発生した際に参考となるよう、本資料を作成した。

2 市内発生から5類移行までの変遷

市内発生から5類移行までの変遷と陽性者数(2020年3月13日～2023年5月7日) 合計131,113人



※2020年3月13日～2022年9月26日までは、川口市の公表数：川口市内医療機関から提出された発生届数(市内陽性者数のみ)
 2022年9月27日～2023年5月7日までは、埼玉県公表数：川口市内医療機関から提出された発生届数(市外在住者を含む)

第1波（2020年3月～6月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・ 埼玉県内で初の新型コロナウイルスの陽性者を確認（2/1） ・ 埼玉県は帰国者・接触者外来を設置（2/5） ・ 市内で初の陽性者を確認（3/13） ・ 埼玉県内に第1回緊急事態宣言が発出（4/7～5/25）	・ 相談電話を開設（2/4） ・ 川口市新型コロナウイルス対策本部会議の設置（2/21） ・ 市衛生検査課においてPCR検査を開始（3/3） ・ 新型コロナウイルス感染症対応チームが発足（4/21） ・ PCR検査センターを設置（4/30） ・ 移送車（無償リース）を2台追加（4月・5月） ・ パルスオキシメーターの貸与開始（5月）

（波の特徴・感染状況）

- ・ 2月1日に埼玉県内で初の陽性者が確認された。本市においても、3月13日に陽性者がはじめて確認された。
- ・ 埼玉県は感染疑い患者の診察のため帰国者・接触者外来を設置した。
- ・ 陽性者数が増加し、4月7日には埼玉県に緊急事態宣言が発出され、公共施設等の使用制限などが実施された。
- ・ 5月4日、埼玉県は生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出を要請した。特に「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請した。

第1波（2020年3月～6月）

（本市の主な取り組み）

- ・ 市民等からの問い合わせが増加したため、2月4日に、新型コロナウイルス感染症相談電話を開設。
- ・ 早期の陽性者発見による感染拡大防止のため、3月3日から、衛生検査課においてPCR検査を開始した。
- ・ 4月21日、保健所に新型コロナウイルス感染症対応業務に専任で従事する「新型コロナウイルス感染症対応チーム」が発足した。
- ・ 1日当たりの新規陽性者が10人を超え、帰国者・接触者外来による検体採取などが滞るようになったことから、感染疑い患者のPCR検査業務に対応するため、4月30日、川口市医師会の協力のもと市内にPCR検査センターを設置した。
- ・ 陽性者等の移送が、保健所の移送車1台では対応が間に合わなくなったため、無償リースの移送車を2台追加した。
- ・ 陽性者の症状悪化を確認するため、5月からパルスオキシメーターの貸与を開始した。

第2波（2020年6月～9月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・市内施設（医療機関、高齢者施設、保育所、学校等）でクラスターが発生 ・20～40歳代の陽性者が増加 ・飲食店や会食での感染、「夜の街」でのクラスター発生	・市内高齢者施設・保育所・学校を対象に濃厚接触者等のPCR集団検査を開始（5月） ・庁内他部局からの応援職員を配置（7月） ・新型コロナウイルス感染症対策サイトの開設（7月） ・患者移送業務の委託開始（8/1） ・接待を伴う飲食店を対象にPCR検査の実施（8月） ・新型コロナウイルス感染症管理システムの導入（9/1）

（波の特徴・感染状況）

- ・20～40歳代の陽性者が増加。
- ・飲食店や会食での感染が多かった。特に接待を伴う飲食店「夜の街」での感染が多かった。

第2波（2020年6月～9月）

（本市の主な取り組み）

- ・ 5月以降、医療機関、施設等（高齢者施設、保育所、学校等）におけるクラスター（集団感染）が発生するようになり、濃厚接触者や接触者のP C Rの集団検査を開始した。
- ・ 陽性者数の増加に伴い業務量が増え、新型コロナウイルス感染症対応チームだけでは対応が困難となったため、7月に庁内他部局からの応援職員を配置、患者移送については8月に委託を開始した。
- ・ 接待を伴う飲食店でのクラスターが複数発生したため、8月には「夜の街」を対象としたP C R検査を実施した。
- ・ 陽性者数の増加によりデータ量が膨大となったため、新たに新型コロナウイルス感染症管理システム(Salesforce)を導入し、陽性者データの集約と事務の最適化を進めた。さらに、陽性者自ら健康状態などを入力できる機能を有したことで健康観察の業務が改善された。

第3波（2020年9月～2021年2月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・ 埼玉県において、診療・検査医療機関の指定を開始（10月） ・ 埼玉県に第2回緊急事態宣言が発出（1/8～3/21） ・ 飲食店・会食での感染が多く発生	・ 自宅療養者配食サービスを開始（11月） ・ 自宅療養者配食サービス、パルスオキシメーターの配送を委託（1月） ・ 保健師・看護師の人材派遣により体制強化（1月） ・ 庁内他部局からの応援職員80名体制に強化（2月）

（波の特徴・感染状況）

- ・ 新規陽性者数は徐々に増加し、埼玉県は、冬の季節性インフルエンザとの同時流行に備えるため疑い患者の検査や診療を行う診療・検査医療機関の指定を10月に開始した。
- ・ 12月以降に陽性者数が急激に増加した。特に12月下旬から1月上旬までは、飲食店・会食での感染が多かった。
- ・ 1月8日に埼玉県に2回目の緊急事態宣言が発出され、「不要不急の外出や県境をまたぐ移動の自粛」、「午後8時以降の不要不急の夜間外出の自粛」が要請された。

（本市の主な取り組み）

- ・ 自宅療養者の生活支援として、11月から配食サービス開始した。
- ・ 陽性者数の増加に対応するため、自宅療養者配食サービス、パルスオキシメーターの配送を1月から委託した。
- ・ 1月から、陽性者数が急激に増加したことによる健康観察者数の増加に対応するため、保健師・看護師の人材派遣の受け入れを開始し、体制を強化した。
- ・ 2月からは、疫学調査に伴う業務量が急増したため、庁内からの応援職員を50名から80名に増員し、新型コロナウイルス感染症対応チームの体制を強化した。

第4波（2021年2月～6月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・埼玉県が、まん延防止等重点措置を適用（4/20～8/1）	・2020年4月に発足した「新型コロナウイルス感染症対応チーム」を「新型コロナウイルス感染症担当」として組織化（4/1） ・陽性者等の健康観察及び症状悪化等の相談業務を行う新型コロナウイルス感染症患者等療養支援センター（フォローアップセンター）の設置（4/1） ・市民を対象に無料PCR検査を実施（5/13～5/15、6/13～6/15）

（波の特徴・感染状況）

- ・陽性者の急激な増加は認められなかったものの事業所内での感染が多く、4月20日には、埼玉県のまん延防止等重点措置により、「県境をまたぐ移動の自粛」、「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」等が要請された。

（本市の主な取り組み）

- ・4月から、「新型コロナウイルス感染症対応チーム」を「新型コロナウイルス感染症担当」として組織化し、専従で業務に従事するようになった。
- ・4月1日から、陽性者等の健康観察及び症状悪化等の相談を24時間対応で行うフォローアップセンターを委託で開設した。
- ・陽性者の早期発見による感染拡大防止を図るため、市民対象の無料PCR検査を、5月、6月に特設会場（川口総合文化センター・リリア）において実施した。

第5波（2021年6月～12月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・デルタ株への置き換わり ・埼玉県に第3回緊急事態宣言が発出（8/2～9/30） ・70歳代以下の死亡者が他の波と比較し高い割合	・酸素ステーションの開設（9/7） ・酸素濃縮装置の貸出（9/1） ・検査キットの郵送によるPCR検査の実施（11月）

（波の特徴・感染状況）

- ・まん延防止等重点措置の適用後も感染力が強く、重症化リスクの高いデルタ株が流行の主流となり、特に7月下旬以降、新規陽性者数が急増した。
- ・8月2日に埼玉県に緊急事態宣言が発出され、「不要不急の帰省や旅行など県境をまたぐ移動」、「不要不急の外出・移動の自粛」、特に午後8時以降の外出自粛などが要請された。
- ・70歳代以下の死亡者が他の波と比較し高い割合だった。

（本市の主な取り組み）

- ・入院調整は難航し、入院までの待機時間が48時間を超える陽性者も発生したことから、9月7日に市独自に酸素ステーションを開設し、自宅で症状が悪化した陽性者や入院先が決まるまでの陽性者等に酸素投与などを実施した。
- ・血中酸素飽和度度が低下し、酸素投与が必要である陽性者に対し、9月1日から、酸素濃縮装置の貸出を実施した。
- ・10月、埼玉県が自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務を診療・検査医療機関等のかかりつけ医に委託を開始した。
- ・PCR検査センターに来所できない市民等に対し、11月から検体キットを郵送し、検査が受けやすい体制を整備した。

第6波（2021年12月～2022年6月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・オミクロン株の流行による陽性者数の急増 ・10歳代以下の陽性者の増加に伴い、学校・保育所等での感染が拡大 ・埼玉県がまん延防止重点措置を適用（1/21～3/21）	・SMSを利用した陽性者への連絡を開始（1月） ・応援職員をさらに動員し最大160名体制で対応（2月）

（波の特徴・感染状況）

- ・オミクロン株が流行し急激に陽性者数が増加したものの、重症者の割合は低下した。
- ・10歳代以下の陽性者が多く、学校・保育所等での感染が目立った。
- ・1月21日、埼玉県にまん延防止重点措置が適用され、「不要不急の県境をまたぐ移動を極力控えること」、「外出・移動の際は目的地以外に立ち寄らないこと」、「混雑している場所や時間を避けて行動すること」などが要請された。

（本市の主な取り組み）

- ・急激に増加した陽性者の調査や健康観察に対応するため、1月より、発生届出の翌日までに陽性者に連絡（ファーストタッチ）ができるよう電話に加えてSMSの活用を開始した。市独自の新型コロナウイルス感染症管理システム(Salesforce)に加え、国が整備したMY HER-SYSにより、陽性者自身が疫学情報や健康観察データ等を入力できるようになった。
- ・2月には、陽性者の急増に伴う患者調査等に対応するため、応援職員を含め最大160名体制で対応を行った。

第7波（2022年6月～10月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
・埼玉県は、オミクロン株 B A.5 流行による陽性者数の増加のため、B A.5 対策強化宣言を発出（8/4～9/30） ・全数把握の見直し（9/26）	・療養支援業務の一部を委託（7/1） ・新たなコールセンターの設置（7/4） ・陽性者登録システムの運用を開始（8/8～9/25） ・無料検査キットの配布（8/8～9/8） ・施設入所者に対する健康観察方法の変更（8月）

（波の特徴・感染状況）

- ・埼玉県は、B A.5 対策強化宣言を発出し、「体調がすぐれない場合は外出を控えること」、「外出する場合には極力家族や普段行動とともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること」を要請した。
- ・国の全数届け出の見直しを受け、埼玉県では9月26日から、発生届出の対象が4類型に限定された（①65歳以上の者②入院を要する者③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス感染症罹患により新たに酸素投与が必要な者④妊婦）。

（本市の主な取り組み）

- ・オミクロン株 B A.5 系統への置き換えが進み、感染が爆発的に拡大し、陽性者対応業務全般が滞ったため、7月1日から、陽性者に関する事務や健康観察業務等を一部委託した。
- ・増加した新型コロナウイルス感染症に関する一般的な問い合わせ等に対応するため、コールセンターを委託で設置した。
- ・自宅療養者は県全体で1日当たり最大97,718人となり、さらなる医療機関のひっ迫で患者が受診することが困難な状況となったため、8月から重症化リスクがなく軽症の方に対し、医療機関を受診せず自主検査の結果を陽性者自身が登録する「陽性者登録システム」の運用を開始した。
- ・8月から、高齢者施設入所者の患者の健康観察については、保健所が行うものから原則として施設が行うものに変更した。

第8波（2022年10月～2023年5月）

感染状況と国・県の対応	本市の主な取り組み
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更（5/8）	- 年始無料検査キットの配布（1/1～1/3） - 陽性者発生に伴う疫学調査や健康観察業務等を縮小（5/8）

（波の特徴・感染状況）

- 引き続きオミクロン株が主流のまま感染が拡大し、1日あたりの新規陽性者数は第6波と同程度まで上昇したものの、届け出対象の見直しや、これまで取り組んできた業務の委託、ICT化等により保健所業務がひっ迫する状況は避けることができた。

（本市の主な取り組み）

- 年末年始の感染拡大を懸念し、1/1～1/3に鳩ヶ谷庁舎で検査キットの無料配布を実施した。
- 2023年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたため、陽性者発生に伴う疫学調査や健康観察業務等が緩和され業務量が縮小した。

新型コロナウイルス陽性者数の内訳（2020年3月13日～2022年9月26日）

陽性者数 93,328人

		人数(人)	%
性別	男性	46,005	49.3
	女性	47,293	50.7
	性別不明	30	0.0
	計	93,328	100.0
年齢別	10歳未満	13,782	14.8
	10歳代	13,252	14.2
	20歳代	15,155	16.2
	30歳代	15,088	16.2
	40歳代	15,143	16.2
	50歳代	10,256	11.0
	60歳代	4,497	4.8
	70歳代	3,288	3.5
	80歳代	2,214	2.4
	90歳代	626	0.7
	100歳以上	27	0.0
	計	93,328	100.0

* 2022年9月26日から、陽性者の届け出が全数把握から4類型に変更

* 表中の「%」は小数点第2位を四捨五入している

新型コロナウイルス陽性者の年代別・時期別内訳 (2020年3月13日～2022年9月26日)

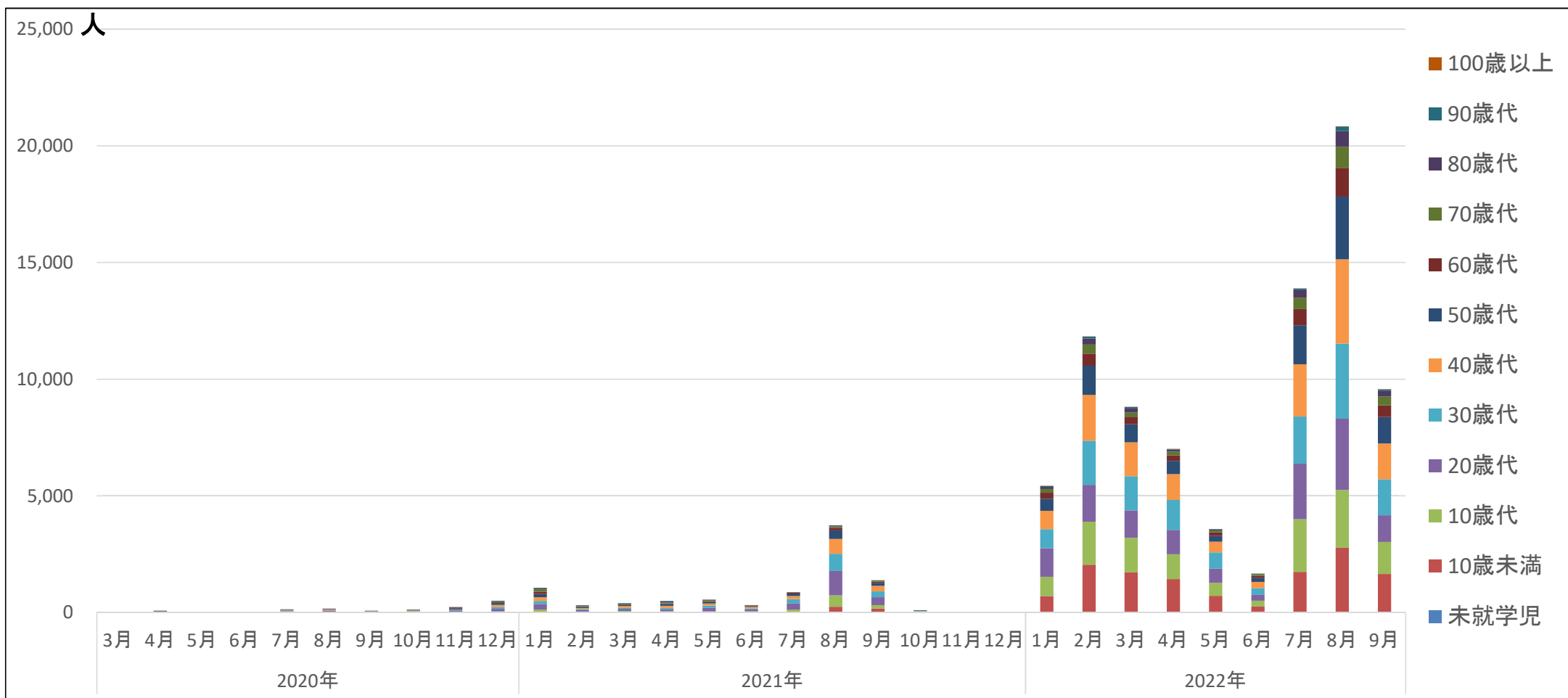
陽性者数 93,328人

	2020年 3月 ～6月	2020年 7月 ～9月	2020年 10月 ～12月	2021年 1月 ～3月	2021年 4月 ～6月	2021年 7月 ～9月	2021年 10月 ～12月	2022年 1月 ～3月	2022年 4月 ～6月	2022年 7月 ～9月	計(人)	%
10歳未満	3	8	21	101	59	459	13	4,503	2,426	6,189	13,782	14.8%
10歳代	1	25	66	158	124	741	20	4,136	1,876	6,105	13,252	14.2%
20歳代	29	110	193	380	300	1,652	33	3,986	1,889	6,583	15,155	16.2%
30歳代	14	70	140	234	219	1,166	15	4,173	2,274	6,783	15,088	16.2%
40歳代	25	61	134	263	228	1,007	20	4,198	1,835	7,372	15,143	16.2%
50歳代	21	42	133	238	165	596	16	2,552	996	5,497	10,256	11.0%
60歳代	7	30	62	135	98	195	8	1,066	474	2,422	4,497	4.8%
70歳代	9	23	48	168	91	110	4	750	301	1,784	3,288	3.5%
80歳代	18	9	58	86	68	57	3	536	158	1,221	2,214	2.4%
90歳代	2	3	24	22	26	12	1	167	34	335	626	0.7%
100歳以上	0	0	1	0	0	1	0	7	2	16	27	0.0%
計	129	381	880	1,785	1,378	5,996	133	26,074	12,265	44,307	93,328	100.0%

* 表中の「%」は小数点第2位を四捨五入している

新型コロナウイルス陽性者の年代別・時期別内訳 (2020年3月13日～2022年9月26日)

陽性者数 93,328人



3 保健所組織体制

組織体制

【概要】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に係る業務量の増大に対応するため、全庁挙げて応援職員の動員実施
- 委託と派遣職員等の外部人材の積極的活用

第1波

- 2020年2月 疾病対策課感染症係で対応
- 2020年4月 新型コロナウイルス感染症対応チーム発足

第2波

- 他部局に応援職員を要請
- 専門職派遣職員の導入

第4波

- 2021年4月 疾病対策課に新型コロナウイルス感染症担当設置

第6波

- 2022年2月 急激な陽性者の増加により、患者調査等が滞ったため、応援職員を動員、最大160名体制

第7波

- 2022年7月 陽性者が急激に増加し、対応業務が滞り、新型コロナウイルス感染症対応業務の一部委託を導入

第8波

- 2022年11月 新型コロナウイルス感染症業務委託職員への業務移行により、応援職員を引き上げ

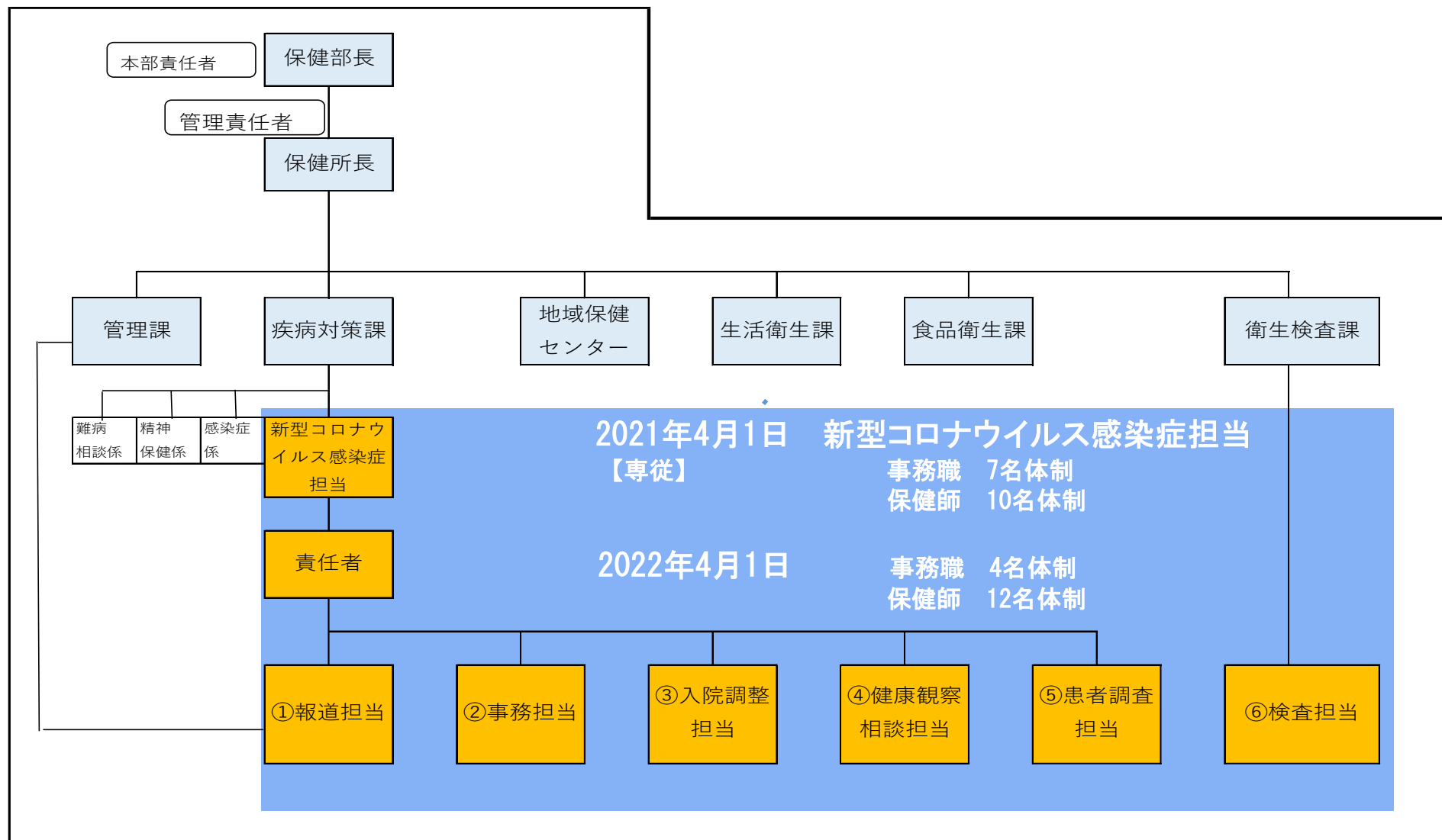
【課題】

急激な陽性者数の増加に備えた人員の配置についての検討

【今後の対応】

- 速やかな庁内からの応援職員の投入
- 業務委託、人材派遣、IHEAT（健康危機発生時に保健所等を支援する専門職）要員等の外部人材の活用

保健所組織体制（人員配置）（2021年4月1日～）



4 業務体制

(1) 相談業務

相談業務体制

【概要】

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談、有症状者の相談や医療機関の案内、陽性者の相談対応を実施
- 積極的に派遣職員や業務委託を導入し、市民の新型コロナウイルス感染症に関する相談の需要の増加に対応

時期	相談体制	業務内容
2020年2月4日	新型コロナウイルス感染症電話相談	一般相談：症状が出現したときや受診等についての相談 受診相談：医療機関の案内 業務時間：8:30～17:15（月～土） ＊職員・派遣職員で対応、2021年4月～委託）
2021年4月1日 （第4波）	新型コロナウイルス感染症患者等療養支援センター （フォローアップセンター）	陽性等の健康観察及び症状悪化等の相談 業務時間：24時間対応 ＊委託
2022年7月4日 （第7波）	新型コロナウイルス感染症コールセンター （コールセンター）	公的医療負担などの新型コロナウイルス感染症に関する一般的な問い合わせ等に対応 業務時間：8:30～17:15（平日） ＊委託

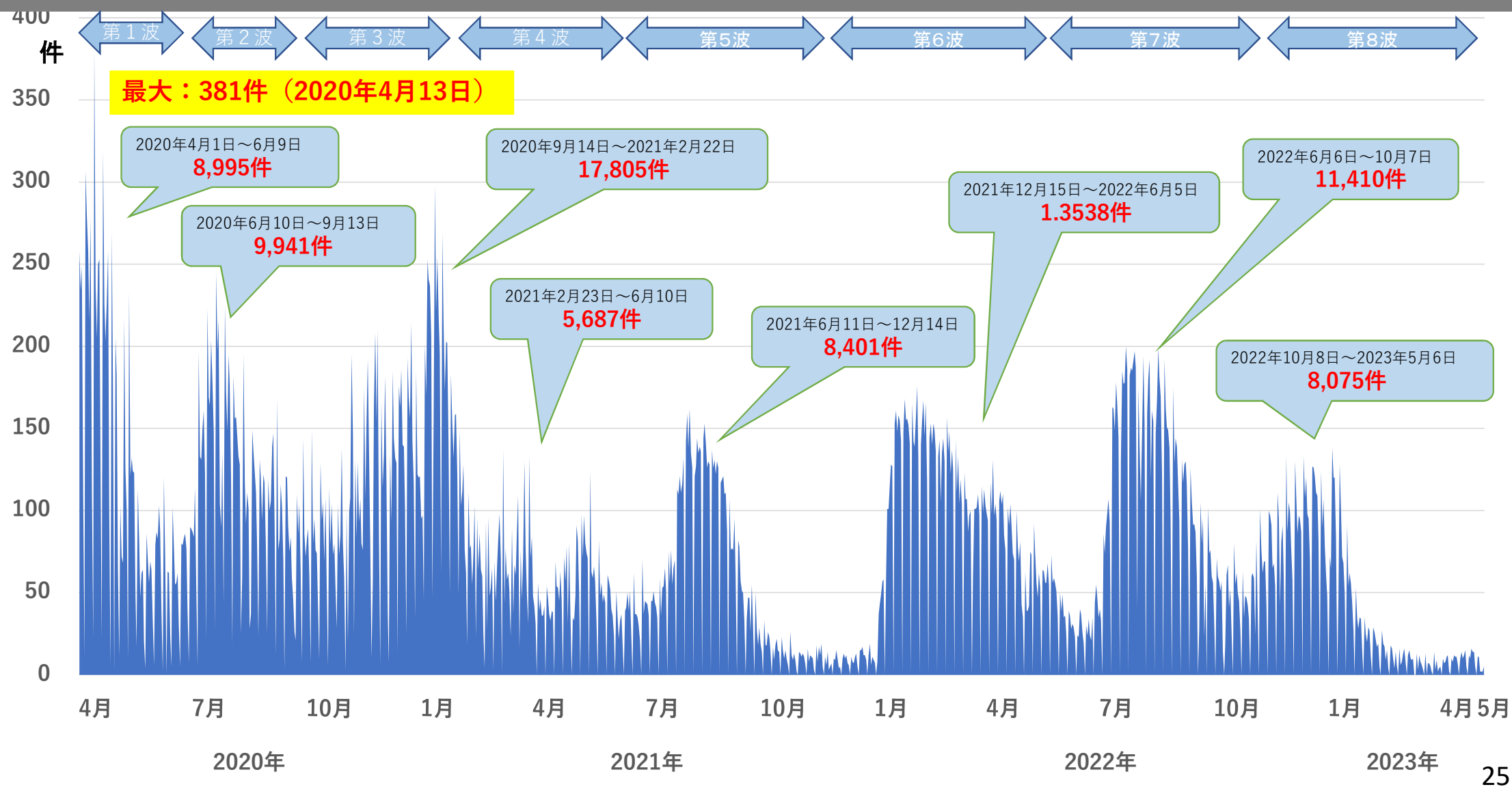
【課題】

感染拡大時には電話が通じにくい状況

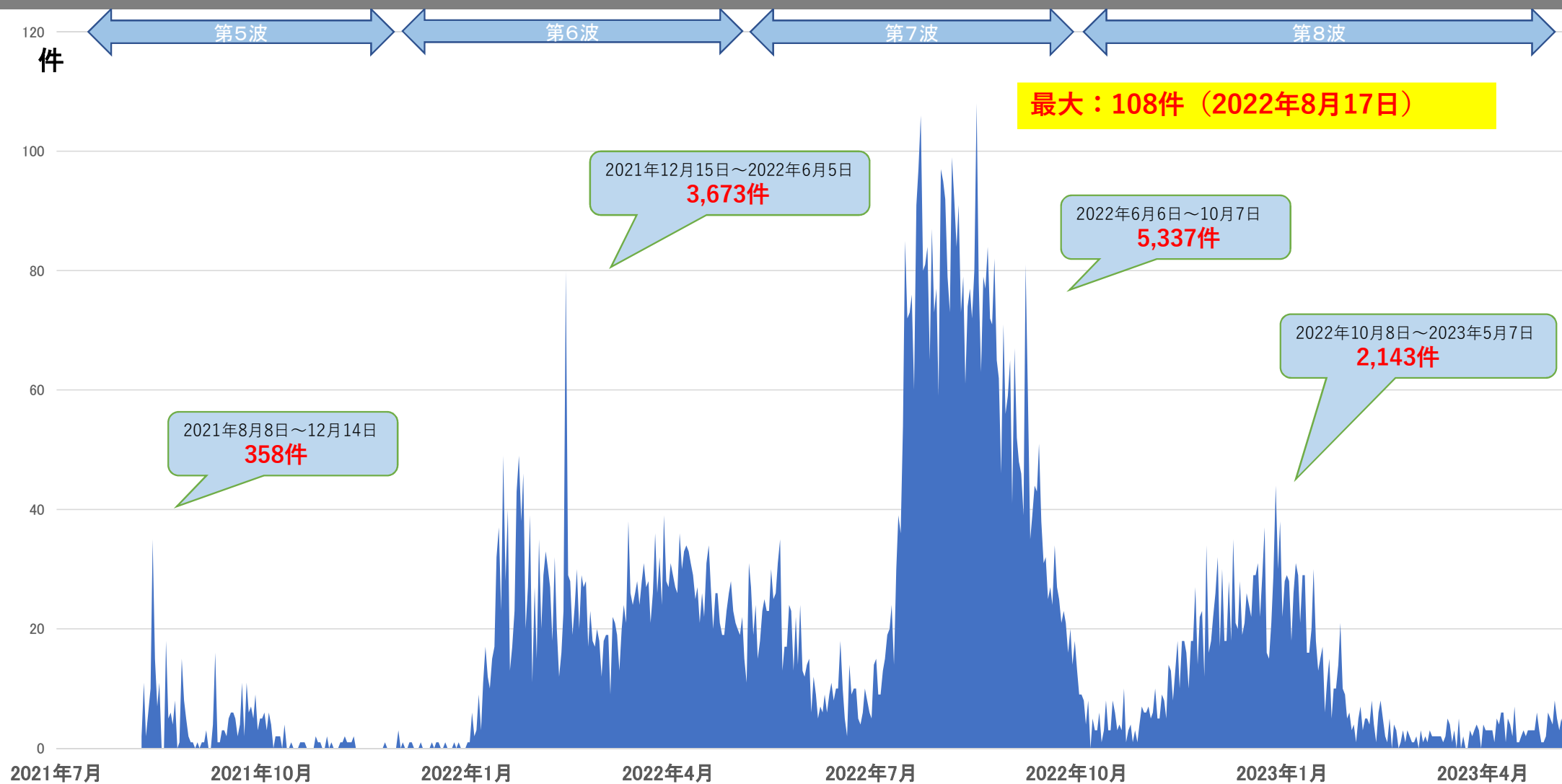
【今後の対応】

- 早期の外部委託準備
- ホームページ、ICTの活用による情報提供
- 感染拡大時の電話回線等の通信環境の整備

新型コロナウイルス感染症電話相談 日別受電件数(2020年4月1日～2023年5月6日) 合計83,852件



フォローアップセンター 日別受電件数（2021年8月8日～2023年5月7日） 合計11,511件



コールセンター 日別受電件数 (2022年7月4日～2023年5月2日)

合計14,388件



4 業務体制 (2)検査体制

新型コロナウイルス感染症の検査体制

【概要】

PCR検査センターを開設、市衛生検査課、医療機関及び民間検査機関による感染が疑われる者に対するPCR検査を積極的に実施

＜検査＞

時期	検査
2020年2月	埼玉県衛生研究所で検査開始
2020年3月3日	市保健所衛生検査課にて検査開始
2020年5月 (第1波)	濃厚接触者・接触者の集団検査実施 対象: 高齢者施設、学校等 (～2022年11月)
2021年11月8日 (第5波)	(市独自) 郵送によるPCR検査を開始(～2022年9月)
2021年12月28日 (第6波)	埼玉県PCR検査等無料化事業(～2023年3月31日)

＜検体採取＞

時期	検体採取
2020年2月	埼玉県が疑い患者の診療・検査を実施する「帰国者・接触者外来」の設置
2020年4月30日 (第1波)	PCR検査センターの開設
2020年10月 (第3波)	埼玉県が診断・検査医療機関の指定開始(2020年10月28日現在で25か所、2023年5月12日現在で129か所)

【課題】

- 市保健所は、当初、検査に係る情報を得られず、開始が遅延
- 感染拡大時に医療機関のひっ迫により、受診できない陽性者の増加

【今後の対応】

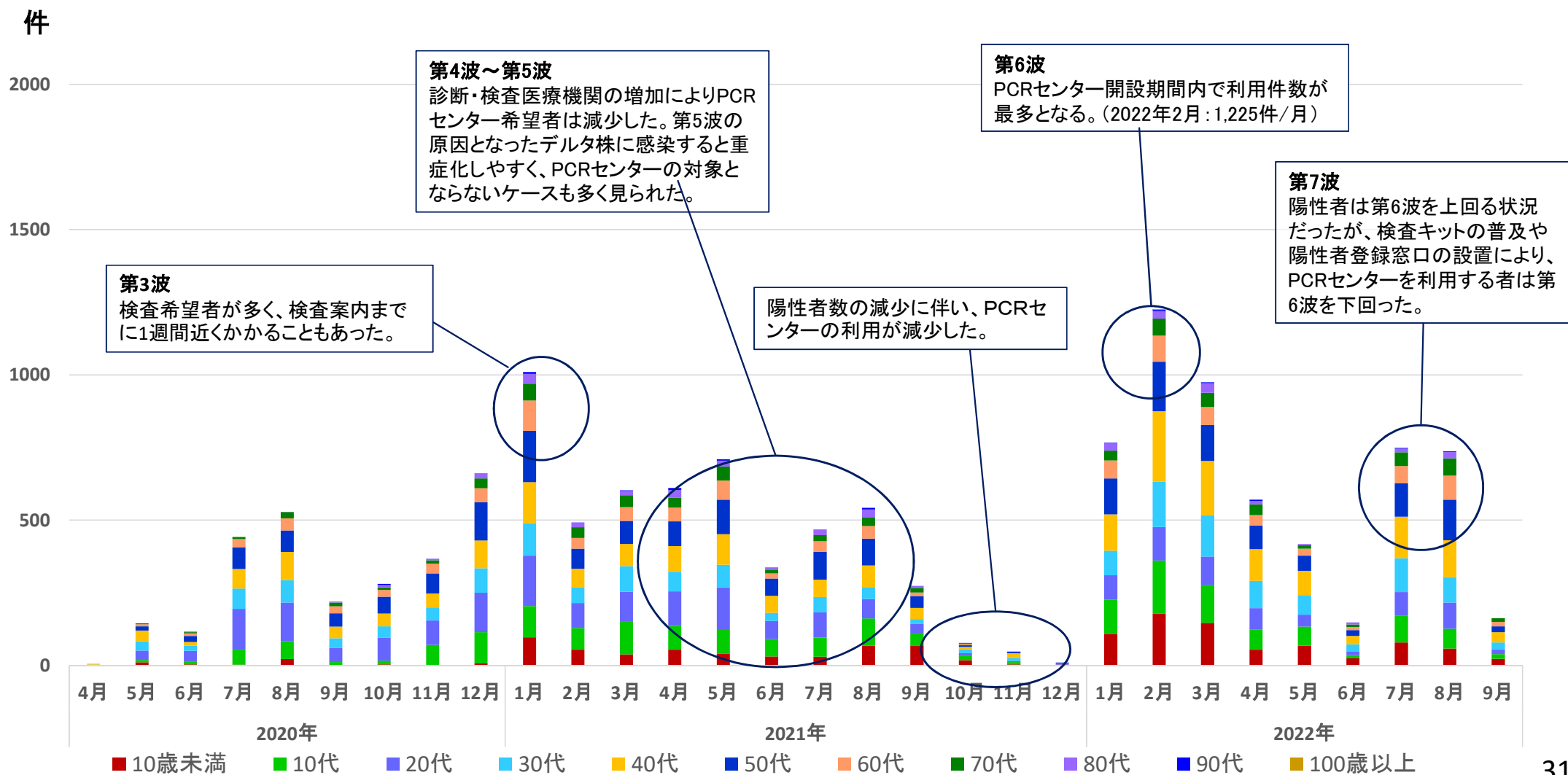
- 国立感染症研究所、地方衛生研究所等からの積極的な情報収集
- 協定締結医療機関等に発熱外来が開設されるように支援

PCR検査センターの変遷

【実施期間】 2020年4月30日～2023年3月31日（廃止）

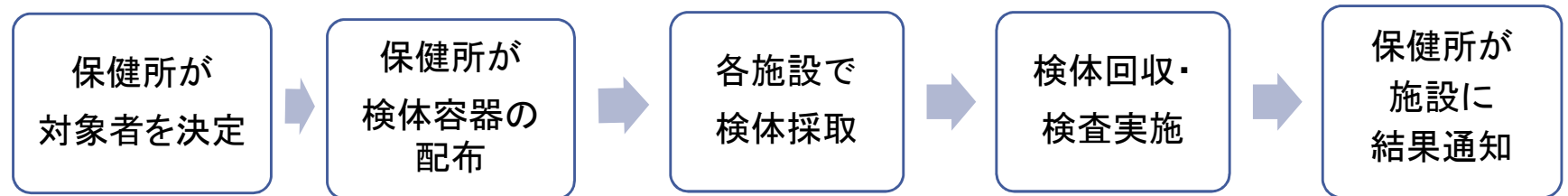
日付	内容	対象者	実施件数
2020年4月30日	PCR検査センター設置（市医師会委託） ドライブスルー方式（鼻咽頭ぬぐい液）	- 軽症者で肺炎を疑う呼吸器の自覚所見がなく、症状（発熱37.5度以上4日以上、味覚・嗅覚障害、頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳症状）があるもの、また、診察した医師が総合的に判断してコロナ感染症を疑うもの（当初） - 濃厚接触者・接触者	13,708件
2020年9月14日	対象者の見直し	軽症の濃厚接触者・接触者	
2021年10月1日	業者へ委託	疑い患者、濃厚接触者・接触者	
2021年11月8日	郵送でのPCR検査（業務委託）開始	濃厚接触者・接触者（移動手段がなく検査センターへ行けない等）	425件

PCR検査センターにおける検査実績（合計13,708件）



施設等の濃厚接触者・接触者の集団検査

- 【実施期間】 2020年5月～2022年11月
- 【対象施設】 高齢者施設、保育所、幼稚園、小中高校、障害者福祉施設等
- 【実施件数】 10,188件
(2020年度 1,663件、2021年度 6,161件、2022年度 2,364件)
- 【検査方法】 PCR検査
鼻咽頭拭い液(医師が採取)、唾液(国マニュアルの改訂に伴い実施)
- 【検査の流れ】



検体キット郵送によるPCR検査実施

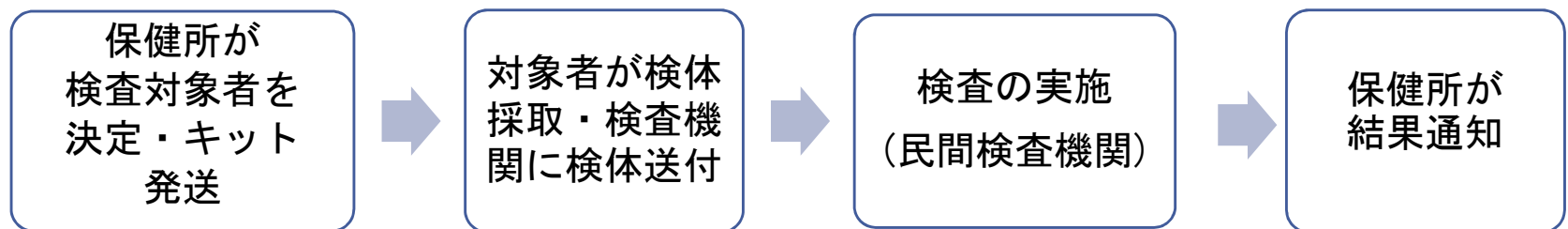
【実施期間】 2021年11月～2022年9月

【対象者】 移動手段がなくPCR検査センターへ来られない対象者
(唾液が採取できない小児や高齢者を除く)

【実施件数】 総数445件(2021年度 24件、2022年度 421件)

【検査方法】 PCR検査(唾液、民間検査機関)

【検査の流れ】



4 業務体制

(3)積極的疫学調査

積極的疫学調査の実施

【概要】

感染拡大防止のため、応援職員等の支援を受け、早期に陽性者等の症状や行動歴・接触者について調査

疫学調査の実施

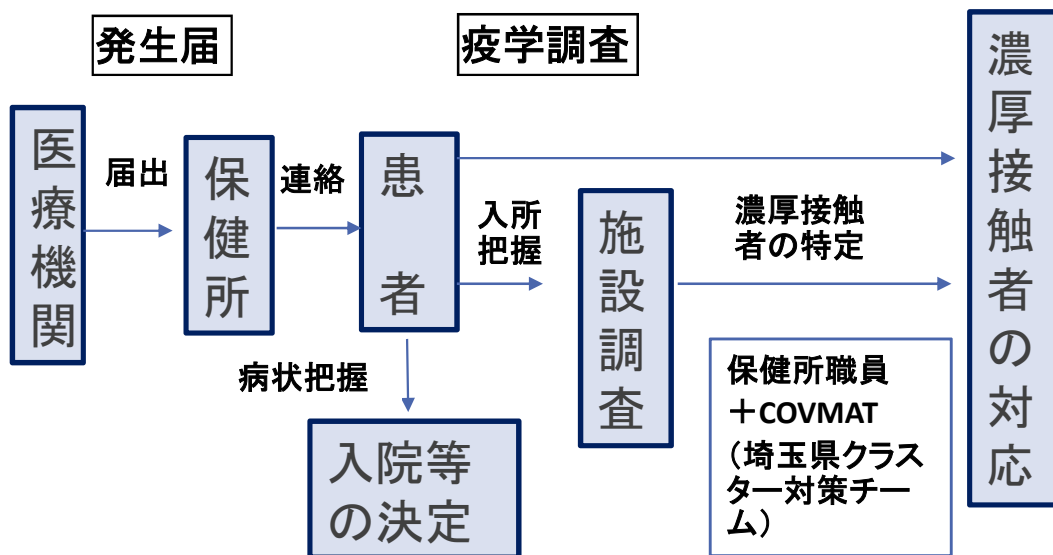
- ・ 陽性者へのファーストタッチ(緊急に医療を要するかどうかの情報収集)
- ・ 症状、基礎疾患、年齢、BMI等の情報から、療養場所を決定
- ・ 行動歴、接触者の情報をもとに濃厚接触者や施設の調査を実施
- ・ 情報システム導入により、調査結果を集約

【課題】

- 感染拡大時に対応できる専門職員の人材育成
- 応援職員へのオリエンテーションの実施
- 感染拡大状況に応じたICTの活用

【今後の対応】

- 専門職員向け研修・訓練の実施
- 応援職員向けマニュアルの整備
- 陽性者等が情報を自ら報告できるシステムの構築



施設調査とCOVMAT (Corona Virus Mobile Assist Team) からの支援

- 感染拡大防止のため、クラスター発生施設等に対し施設調査を実施
- COVMATの支援も受け、濃厚接触者の特定、感染拡大防止策に関する助言等を実施

〈調査対象施設〉

- 高齢者施設(デイサービス、ショートステイ、グループホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、有料老人ホーム等)
- 障害者施設(デイサービス、ショートステイ、グループホーム 等)
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校

〈COVMATの活動内容〉

- (1) 陽性者発生施設における入所者や施設員等の医療情報の収集
- (2) 施設内における有症状者のトリアージとゾーニング
- (3) 施設内の清掃・消毒方法等に関する助言・支援
- (4) 施設管理者に対する今後の接触者等の健康観察における留意点の助言

* COVMAT=埼玉県クラスター対策チーム

依頼開始	2021年8月19日(第5波)	
依頼回数	27回	
調査施設	病院	2件
	障害者施設	2件
	高齢者施設	23件(うち1件は2回実施)

〈調査担当者〉

COVMAT 医師を中心とした1チーム4名による編成

医師 (1名)

(感染症専門医や被災地等での感染症対策の経験を有する)

感染管理認定看護師
(1名)

保健師 (1名)
業務調整員 (1名)



市保健所の保健師
(2名程度)

4 業務体制

(4)健康観察

健康観察

【概要】

- 症状悪化時に早期に医療につなぐため、陽性者の病状を把握
- 応援職員の配置、派遣職員の活用、業務委託とICTの導入、医師会・施設との連携により、対象者すべての健康観察を実施

【健康観察対象者】

- ・陽性者及び濃厚接触者
- ・2021年8月以降は陽性者のみの健康観察を実施

【健康観察の実施者】

- ・保健所職員・応援職員・派遣職員・委託職員（フォローアップセンター）
- ・高齢者施設
- ・協力医療機関

【健康観察の体制の変遷】

2020年3月 (第1波)	陽性者・濃厚接触者ともに電話で実施
2020年7月 (第2波)	システム(Salesforce)導入により陽性者の健康状態のオンライン入力開始
2020年10月 (第3波)	陽性者は電話で実施、濃厚接触者へメールでの健康観察開始、健康観察者増加のため、専門職の人材派遣導入
2021年4月 (第4波)	フォローアップセンターを開設し、健康観察業務を委託
2021年10月 (第5波)	軽症者等の健康観察業務を協力医療機関(委託)が実施
2022年8月 (第7波)	施設入所者の健康観察は基本的に施設での対応に変更
2022年9月 (第7波)	全数把握から4類型の届出対象者のみの健康観察に変更

【課題】

- 自宅療養者の体調不良時の受診調整
- 感染拡大時に対応できる専門職員の人材育成
- 応援職員へのオリエンテーションの実施
- 感染拡大状況に応じたICTの活用

【今後の対応】

- 医療機関等、関係機関との連携
- 専門職員向け研修・訓練の実施
- 応援職員向けマニュアルの整備
- 新興感染症支援システム等の準備

* 4類型についてはP56参照

新型コロナウイルス感染症管理システム（Salesforce）導入

【背景】第2波以降、陽性者等のデータ量が膨大となり、共有フォルダ等へのデータ保管が限界となった

- 陽性者の健康観察のデータの入力や閲覧に加えて、PCR検査の結果情報、相談への対応履歴など業務遂行に必要な情報の管理が一本化されていなかった
- 健康観察等を行う際に、複数のファイルから必要な情報を探すのに時間を要した
- データの更新や整理に多大な労力と時間を要した

2020年9月1日(第2波) クラウドシステム(Salesforce)導入



【システム導入の効果】

- 誰も見やすく操作しやすいシステムにより、他部局応援職員も操作が容易になった
- 職員が自席で電話による健康観察等の業務ができるようになった
- 健康観察対象者には、健康状態を入力するフォームを添付したメールを送信し、陽性者等が自らパソコンやスマートフォンで、必要な情報を入力することが可能になった
- システムによりデータベースを活用することが可能になり、健康観察の対象者を健康状態の悪化が懸念される、または、メールの回答がない陽性者等に絞ることができ、ハイリスク者に重点を置いた対応が促進されるとともに、架電による負担が軽減された

協力医療機関での健康観察について

埼玉県が自宅療養者のうち軽症者等の健康観察業務を埼玉県内の診療・検査医療機関等のかかりつけ医（以下、「協力医療機関」）に委託開始（2021年10月、第5波）

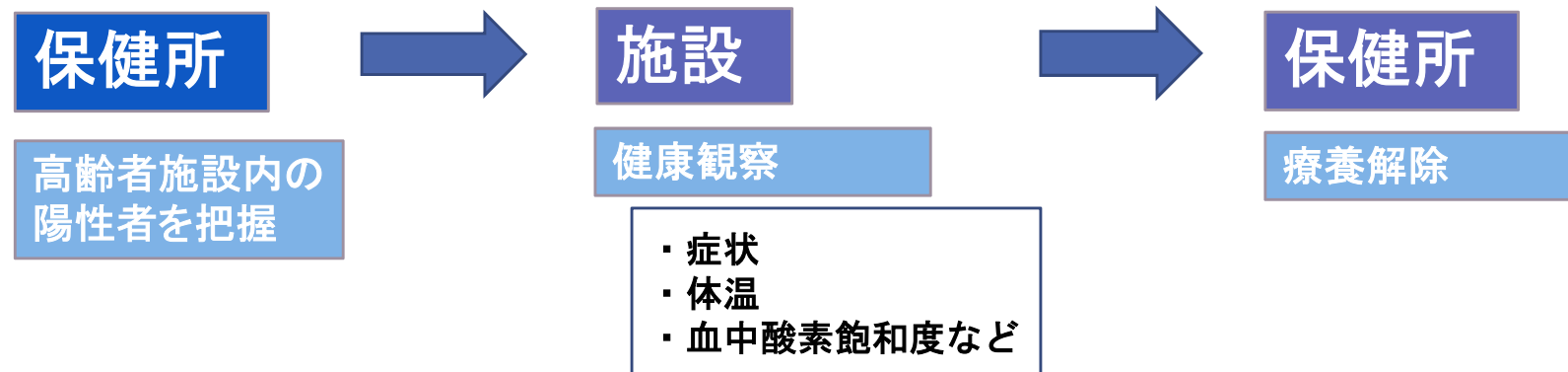
対象患者の 依頼方法

- 保健所から埼玉県調整窓口へ、協力医療機関での健康観察を依頼（「陽性診断により届け出のあった場合」、「かかりつけ医が協力医療機関の場合」等）

健康観察 実施

- 協力医療機関が健康観察を実施（必要に応じて電話診療や往診を実施）
- 体調悪化時には、協力医療機関の医師の判断をもとに保健所による受診調整や埼玉県による入院調整を実施
- かかりつけ医等による健康観察と継続的した医療の提供

高齢者施設入所者の健康観察について



- 第7波までは、保健所主体で健康観察を実施
- 第7波で過去最高の陽性者数を記録したため、保健所業務がひっ迫

【第8波以降】施設が主体となり健康観察実施

4 業務体制

(5) 生活支援

自宅療養者への生活支援

【概要】

- 市独自に重症な陽性者を対象に酸素ステーションの開設、酸素濃縮装置の貸し出しの実施
- 食料配布、フレイル予防啓発資料配布等により自宅療養者の生活を支援

項目 開始時期	内容
パルスオキシメーターの貸出 2020年5月(第1波)	埼玉県購入のパルスオキシメーターの貸出、不足分を市が購入して貸出
食料の配布 2020年11月(第3波)	埼玉県購入の食料配布、不足分を市が購入して配布
酸素ステーションの開設 (市独自) 2021年9月7日(第5波)	対象者を一時的に受け入れて酸素投与等の処置を行い、適切な療養や入院につないだ (対象者) ①自宅・宿泊療養者で症状悪化により酸素投与等が必要となった陽性者 ②入院先が決まるまでの期間中の入院待機者
酸素濃縮装置の貸出 2021年9月(第5波)	血中酸素飽和度が低下し、酸素投与が必要であると医師が判断した者に貸出
自宅療養者へのフレイル予防啓発 2022年7月15日	自宅療養中の運動不足に対応し、フレイル(加齢とともに心身が衰えた状態)を予防するために資料を作成し、配布

【課題】

パルスオキシメーターと食料の不足と
パルスオキシメーターの未返却問題

【今後の対応】

パルスオキシメーターの貸し出しや
食料配布の外部委託の検討

パルスオキシメーターの貸出・食料の配布

	パルスオキシメーター	食料の配布
対象者	「医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断され医師から発生届が出ている」または「埼玉県の陽性者登録窓口で陽性者登録済」の陽性者	下記をすべて満たす陽性者 ①「医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断され医師から発生届が出ている」または「埼玉県の陽性者登録窓口で陽性者登録済」 ②自身や家族で買い出しができない ③親戚・知人の協力が得られず、ネットスーパー等も利用できない ④自宅にある食料では足りない

【年度別配送数】

	パルスオキシメーター	食料の配布
2020年度	69件	207件
2021年度	13,597件	3,120件
2022年度	12,685件	9,294件
2023年度 (5月8日まで)	148件	91件
計	26,499件	12,712件

【食料の配布セット 内容例】

品目
ごはん
レトルトお粥
カップ麺(うどん)
レトルトカレー
丼レトルトパック
魚缶詰(さば等)
肉缶詰(焼鳥等)
インスタントみそ汁
野菜・果物ジュース
ビタミンゼリー飲料
水

川口市酸素ステーションの開設

項目	概要
開設日	2021年9月7日(第5波)
開設時期	1期(第5波)2021年9月13日～10月31日 2期(第6波)2022年1月24日～3月31日
設置場所	市内
施設概要	ベッド10床、酸素濃縮器10台
収容定員	最大10人
開設目的	適切な療養や入院につなぐため、対象者を一時的に受け入れて酸素投与等の処置を実施
対象者	①自宅・宿泊療養者で症状悪化により酸素投与等が必要となった陽性者 ②入院先が決まるまでの期間中の入院待機者
スタッフ人員配置	24時間対応、医師1名(巡回):一般社団法人川口市医師会の医師が輪番制で往診 看護師1名以上、事務員1名、清掃等1～2名(業務委託)
入所要件	・高校生以上で1人で寝泊まりできる ・介護、看護、酸素吸入以外の医療行為を必要としない ・妊婦ではない ・重篤な状態でない ・酸素ステーションのルールを守れる
利用実績	1期(第5波)0人 2期(第6波)8人(10～80歳代) ※当日または翌日に入院先が決定
酸素ステーションのルール	・外出禁止 ・禁煙、禁酒、ライター持ち込み禁止 ・外部からの差し入れ不可 ・スタッフの指示を厳守
移送方法	救急車、保健所移送車

酸素濃縮装置の貸出実績

血中酸素飽和度が低下し酸素投与が必要であると医師が判断した者への貸出

項目		概要
対象		以下のいずれかに該当する陽性者 ・自宅療養中の陽性者のうち、血中酸素飽和度が低下し酸素投与が必要であると医師が判断した場合 ・高齢者施設入所の陽性者のうち、血中酸素飽和度が低下し酸素投与が必要であると医師が判断し、施設が酸素濃縮器の準備ができなかった場合
運用開始時期		2021年9月(川口市酸素ステーションの開設と同時期)
利用実績	2021年9月～2022年6月	10件(個人6件、施設4件)
	2022年7月～10月	25件(個人5件、施設20件)
	2022年11月～2023年3月	17件(個人3件、施設14件)



自宅療養者への予防啓発（フレイル予防）

フレイル（加齢とともに心身が衰えた状態）予防のリーフレット作成、配布（2022年7月15日、第7波）

【要因】

療養のため
横になって寝ている
時間が長い

感染予防の為
外出を控えることで
運動不足

偏った食生活

会話の減少

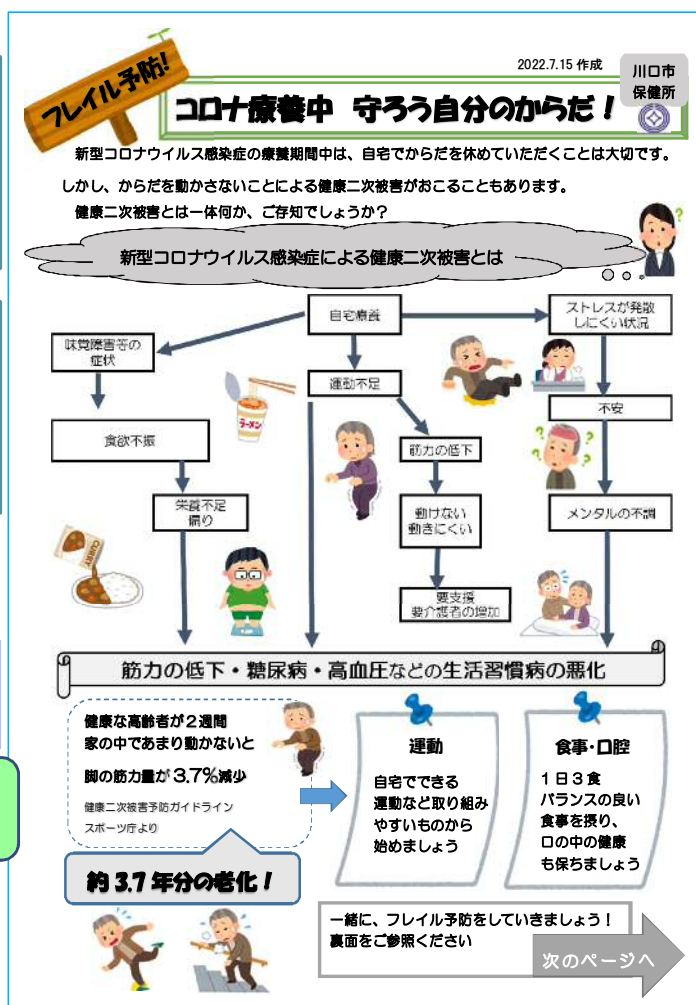


日々の健康観察の中で、
フレイルにつながる要因が多いことが判明！

約3,600枚配布
(R5.5月まで)



フレイル予防のリーフレットを作成し、
パルスオキシメーターと一緒に配布



症状が落ち着いたらやってみましょう

1. 深呼吸



- ① 力を抜いてリラックス
 - ② 鼻から大きく息を吸う
 - ③ 口からゆっくりと息を吐く
 - ④ 息を1度止める
- *①～④を繰り返す

2. 肩の運動



- ① 椅子に座り肩の力を抜く
 - ② 両肩を上へ上げる
 - ③ 力を抜き 両肩をおろす
- *①～③を繰り返す

3. 椅子を使用したスクワット



- ① 椅子に座り、胸の前で交差し両肩を持つ
 - ② そのままゆっくりと立ち上がる
 - ③ 椅子にゆっくりと座る
- *①～③を繰り返す



- ① 背もたれにつかまり椅子の後ろ側に立つ
 - ② そのままゆっくりと膝を曲げる
 - ③ ゆっくりと元の姿勢に戻る
- *①～③を繰り返す

ほかにも「川口市」「おうち」運動で検索すると
川口市ホームページ「今 おうちでできること！ 高齢者のためのカンタン運動」
の動画もあります。ご覧になりながらやってみてください！

栄養は摂れていますか？

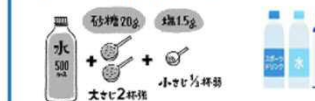
食事のポイント

- ① 1日3食食べる
- ② 毎日決まった時間に食べる
- ③ よく噛んで食べる
- ④ 肉・魚・卵・大豆製品のいずれかを毎食食べる
- ⑤ 牛乳・乳製品を毎日食べる

水分は摂れていますか？

1日の水分摂取量の目安は1000～1500ml
(医師から制限されている方はその指示量)

おうちでも作れる経口補水液



4 業務体制 (6)移送

移送と救急搬送

【概要】

民間業者の導入や消防局との連携、消防局との庁内システムの活用により入院を要する陽性者を入院医療機関に迅速に直接移送

保健所による移送

- ・2020年7月まで市職員で対応
- ・2020年8月～民間業者と契約
- ・2020年11月7日～民間救急へ救急搬送を依頼(31件)
- ・2021年8月6日～庁内システムで消防局への搬送依頼開始

川口市消防局による救急搬送

- 体動困難で自力で動けず、座席に座れないなど、保健所移送車での搬送が困難な場合
- 血中酸素濃度低値で酸素投与が必要な場合

緊急の搬送依頼

- 意識消失や痙攣がある場合
- 酸素投与が直ちに必要な場合
- 直ちに救急隊によるバイタル等の確認を要する場合

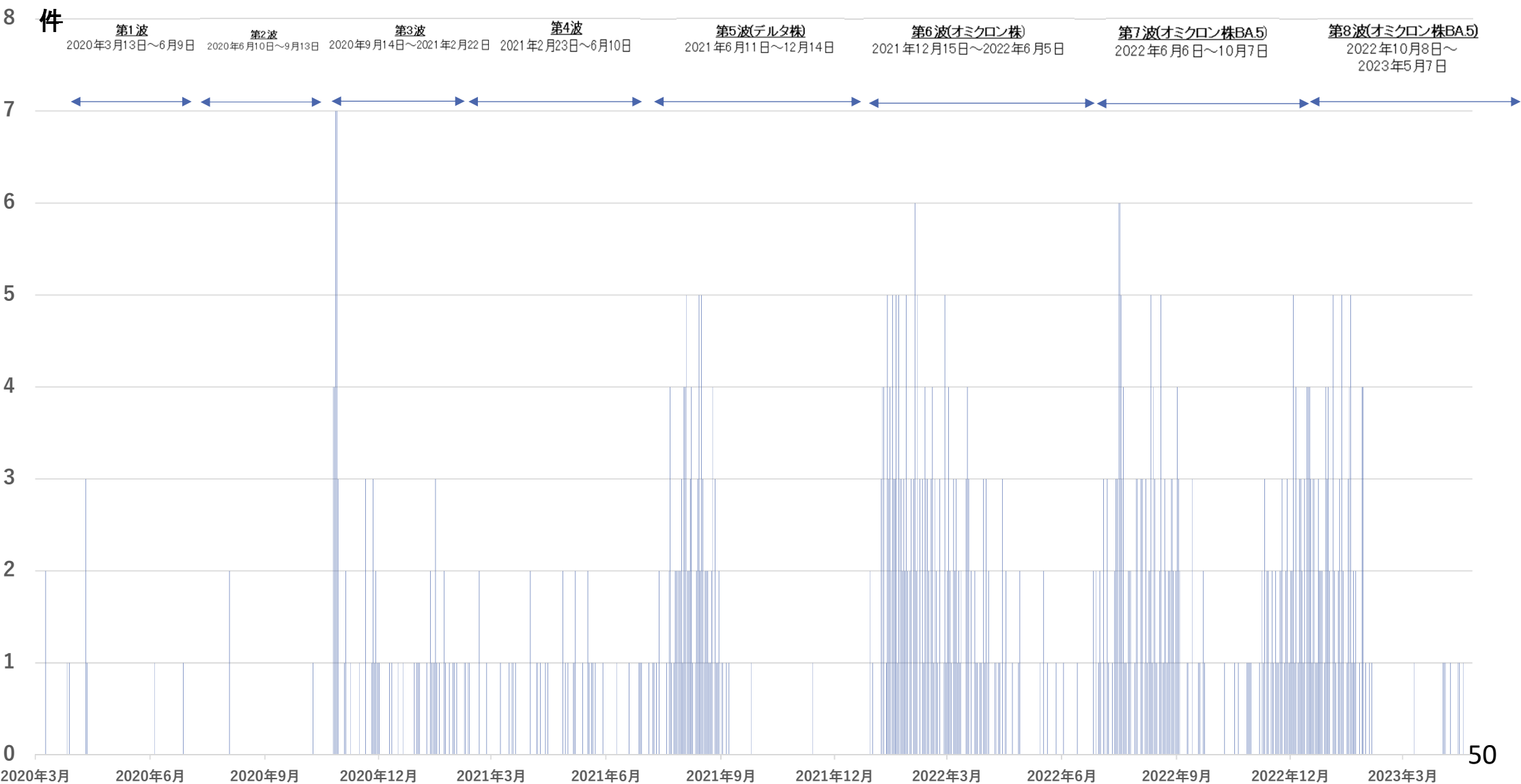
【課題】

- 保健所所有車の不足
- 搬送担当者の感染リスク

【今後の対応】

- 外部委託の事前検討
- 職員の安全管理のためのマニュアルの作成と訓練
- 消防局との連携

消防局への入院時救急搬送依頼件数 750件 (2020年3月13日～2023年5月7日)

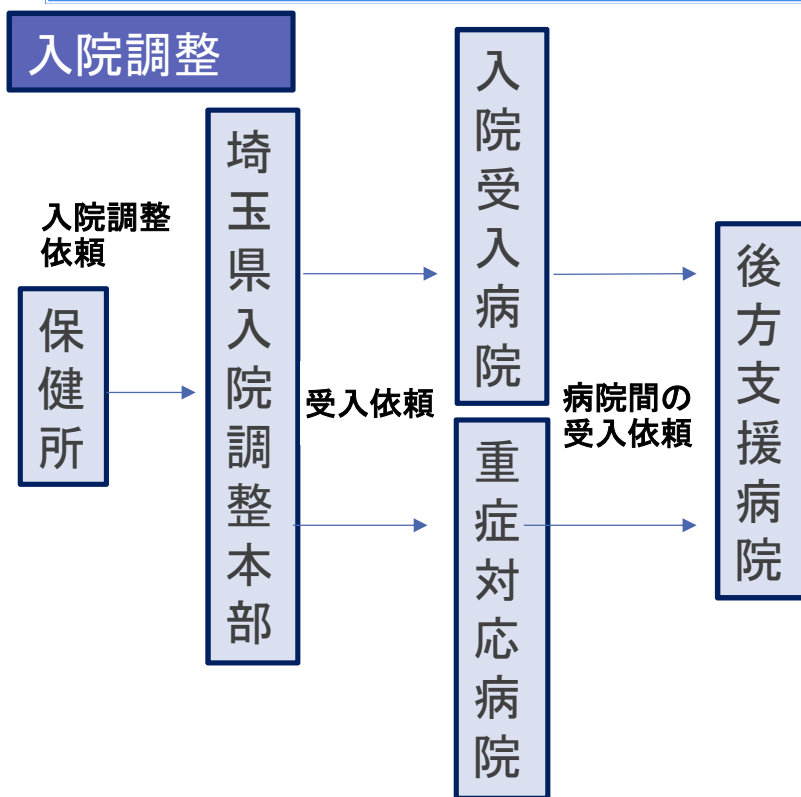


4 業務体制 (7)入院調整

入院調整について

【概要】

- 埼玉県新型コロナウイルス感染症入院調整本部に、入院が必要な陽性者の入院調整を依頼
- 24時間対応可能とするため、夜間帯の入院調整依頼については、業務委託を導入して実施



埼玉県作成の入院と宿泊療養の判断基準

リスク表に基づき調査し、点数化し、該当する陽性者について入院調整依頼

リスク表（一部）

● 血中酸素飽和度	● 65才以上
● 肺炎像の有無と範囲	● ワクチン接種歴
● 呼吸苦または激しい咳の持続	● 単身者
● 37.5度もしくは38度以上の発熱の持続	● その他

【課題】

妊婦、透析患者、
高齢者の入院先の確保

【今後の対応】

広域的な入院・療養
先の確保（県）

入院者数と宿泊療養者数

		人 数	期 間
陽性者数		131,113人	2020年3月13日～ 2023年5月7日
内	入院者数	8,119人	
	宿泊療養者数	13,508人	

4 業務体制 (8)受診調整

受診調整

【概要】

医療が必要と判断した有症状者・陽性者等について、医療機関への受診調整を実施

区分	受診目的	受診調整先
・疑い患者 ・濃厚接触者 ・接触者	・症状に応じた 診察・検査・処方 ・PCR検査	・帰国者・接触者外来 ・診療・検査医療機関 ・PCR検査センター（市設置）
陽性者	・症状悪化時の 診察・検査	・受け入れ可能な医療機関

【課題】

新型コロナウイルス感染症の陽性者が他の疾患で受診する際の受入医療機関の確保

【今後の対応】

平時から、受診できる医療機関の確保についての関係機関との調整

受診調整業務の変遷

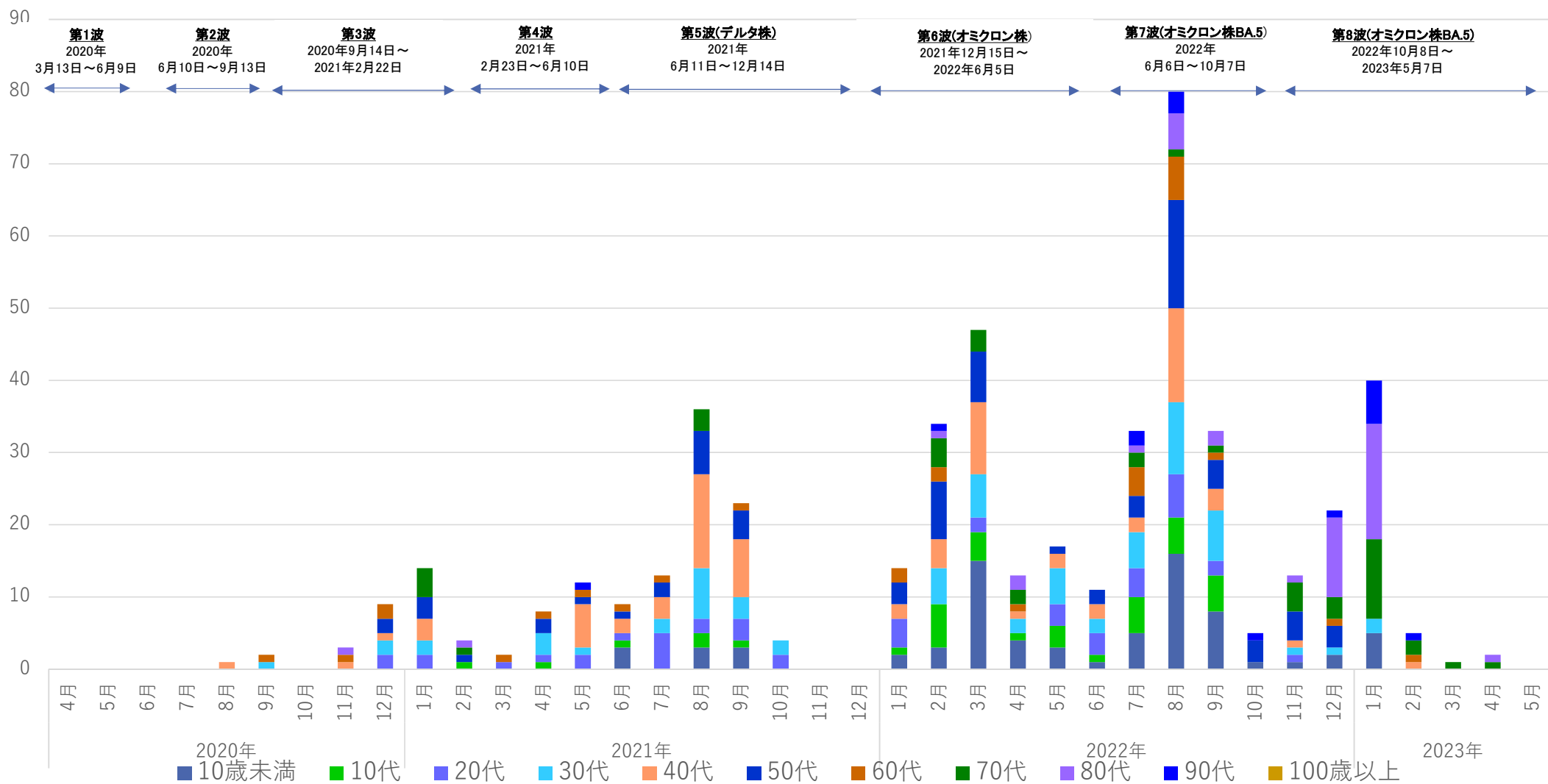
時期	主な対象者	業務の特徴・変更点
第1～2波 (2020年3月13日 ～9月13日)	疑い患者 濃厚接触者・接触者 陽性者	● 感染疑いの患者を診察した医師からの情報提供を受け、症状等に応じて、帰国者・接触者外来の受診調整 ● 濃厚接触者・接触者の検査は、PCR検査センター等に調整
第3～6波 (2020年9月14日 ～2022年6月5日)	疑い患者 濃厚接触者・接触者 陽性者	● 診療・検査医療機関への受診調整数が増加 ● 軽症の濃厚接触者・接触者は診療・検査医療機関・PCR検査センターへ受診調整
第7波 (2022年6月6日 ～9月25日)	疑い患者 濃厚接触者・接触者 陽性者	● 消防局から、疑い患者の救急搬送のための受診調整依頼が増加 ● 陽性者が他の疾患で受診する際の受け入れ医療機関の調整が困難
2022年9月26日 以降	陽性者	● 国の全数把握の見直しに伴う発生届対象者(第4類型)のみの受診調整に変更

4類型

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④妊婦

患者の受診調整数 510件（～2023年4月まで）

件



濃厚接触者等の受診調整数 計5,484件（～2022年10月まで）

